

つ管第 718 号
平成30年2月20日

関係者各位

つがる市財政部管財課

契約約款の改正について

下記のとおり契約約款を改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止

◇改正概要

適用除外でないにもかかわらず、社会保険等に未加入である建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）と一次下請契約を締結することを禁止します。（第7条の2）

◇違反した元請業者に対する措置

元請業者に対し指名停止措置（1か月）を行います。

2 破産管財人等が契約を解除した場合等の取扱い

◇改正概要

受注者が破産法等の規定により破産管財人等が契約を解除した場合でも、発注者が違約金を請求できるよう改正。（第46条、第47条、第49条、第50条）

※施行年月日

平成30年4月1日

（平成30年4月1日以降に契約締結する案件から適用）